

**公益社団法人群馬県サッカー協会**  
**新型コロナウイルス対応版 事業実施に関するガイドライン**

2020年7月9日

【はじめに】

本ガイドラインは、日本スポーツ協会、日本サッカー協会、Jリーグ、群馬県が作成したガイドラインに基づき、群馬県サッカー協会事業実施の指針を作成しました。

委員会、連盟等におかれましては本ガイドラインや委員会、連盟、社会体育施設等のガイドラインに従って感染拡大防止対策を徹底し、安心・安全に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、現段階の上位団体が作成するガイドラインや、得られている知見等に基づき作成しています。

今後、感染状況の変化、政府の対策、都道府県の方針に従うことが大前提であり、状況の変化に応じて、更新いたします。

**1. ガイドライン策定の目的**

サッカーファミリーが安全に安心して、サッカー活動ができるために策定する。

① 「**感染拡大防止**」という目的で対応を定める。

→ 自身が感染すること以上に他者への感染拡大を抑制する。

② サッカー活動で「**集団感染（クラスター）をつくらない。**」

→ 人が集まる、人を集めることに制限する。

**2. 事業実施のポイント**

新型コロナウイルス感染症対策は、「**個人防衛**」「**集団防衛**」「**社会防衛**」の3つの見地から考える必要があります。以下のポイントに留意し事業を運営してください。

① サッカーに関わるすべての人に感染拡大が及ばないよう、日常において「**新しい生活様式**」を実践している。

② 集団感染（クラスター）の発生原因となりやすいといわれる「**三つの密**」の設定をしない。

(1)密閉空間で換気が悪い (2)近距離での会話や発生がある (3)手の届く距離に多くの人がいる

③ 人との間隔は、社会的距離（できるだけ2m、(最低1m)）を空けるようにする。

④ 参加者同士の接触機会を最小限に抑えるように努力する。

⑤ 参加については、個人(未成年者については保護者同意)やチームの参加意思のもと参加者の責任において参加する。

⑥ 参加者の体調や参加者自身の意思に応じて参加できないことを認める。

⑦ 感染が疑われたり発生したり場合は速やかに対応する。

⑧ 群馬県ならびに郡市町村等、施設の対策に従う。

⑨ 開催日まで、政府または行政機関等から諸活動に対する自粛要請等が発せられた場合は中止または延期の対応をとること。その時の対応策を事前に検討しておく。

■ 参照資料

○公益財団法人日本サッカー協会「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン 第2版」

○Jリーグ「Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」

○公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」

○群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン」

### 3. 事業開催の流れ

時系列	1. JFA サッカー活動の再開に向けたガイドラインを確認する
	2. チェックリストを確認する ①大会運営用 ②大会参加チーム用 ③審判員用 ④講習会研修会用 ⑤フェスティバル・イベント用 ⑥健康チェックシート (1)参加チーム用 (2)大会関係者用 (3)審判員用 (4)メディア用 (5)参加者個人用 (6)講習会研修会用
	3. チェックリストに記載してある項目に注意しながら計画を行う
	4. 感染拡大状況や他のガイドライン、注意事項等を事前に確認する 開催する会場・施設管理者が示すガイドラインや注意事項等を事前に確認する
	5. 「感染対策責任者」を決める ※大会全体の責任者や大会によっては、会場ごと、開催日ごとに明確にする
2週間前まで	6. 参加者に「健康チェックシートの記入」を連絡する
	7. 必要物品の準備をする アルコール消毒液、泡石鹸、など
当日	8. 事業の運営を行う
終了後	9. 参加者に感染が疑われた場合や感染者が出た場合の対応 ①近隣の接触者相談センターや所管の保健所に問合せ ②サッカー協会への連絡 <div style="margin-left: 40px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">当事者(チーム代表者)</div>  ↓  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">会場感染対策責任者→種別感染対策責任者(委員長)→種別関連関係へ報告</div>  ↓  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">協会感染対策責任者(専務理事)もしくは FA 事務局→執行役員→JFA</div> </div> ③事業開催期間中に参加者の中から感染者が出た場合は、当該の事業についての対応策を直ちに検討し、決定をする。 併せて FA 事務局へ報告する。 FA 事務局は理事会メンバーへ報告する。 ④感染した経路に特定された場合は、保健所の対応に協力する。